

大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会運営要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）のあり方（水質部会が所掌する事項を除く）について検討するため、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）に設置する生活環境保全条例検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 組織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。ただし、部会長が必要と認める場合は、この部会のオブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。

① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4名程度

② 条例第3条第2項に規定する専門委員 4名程度

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により、委員の中から会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会議

(1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(2) 部会は、委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年12月23日から施行する。